

2 業績ハイライト（単体）

2020年度 中間決算概要

当中間期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による「緊急事態宣言」が4月に全国を対象に発令され、社会経済活動が急速に停滞したことにより、宿泊・飲食などのサービス業や製造業などあらゆる業種で影響を受け、景況感も大幅に悪化しました。

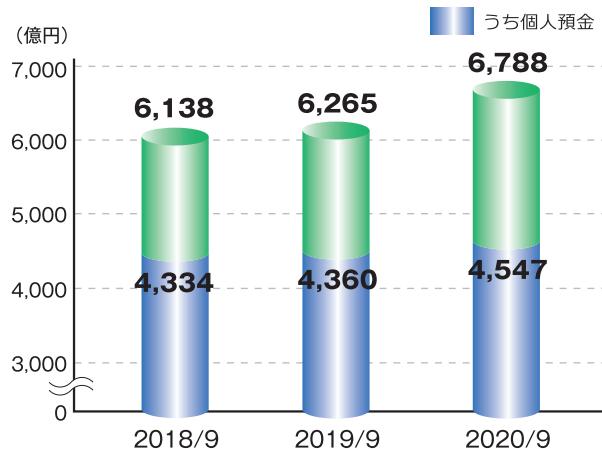
その後、5月には緊急事態宣言が全面解除され、政府による様々な経済対策によって景況感は最悪期を脱したものの、依然として新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことから、景気の先行きは不透明な状況にあり、当行の主要な営業エリアである静岡県・神奈川県の地域経済におきましても、実体経済や景況感は厳しい状況が続いております。

このような状況下、当行は、2020年4月より、第13次中期経営計画『進化Ⅲ』をスタートし、行動指針「Change（改革）& Action（実践）」のもと、基本方針の柱である「お客様中心主義」を進化させ、あらゆる場面でお客様との接点を深め、細部に亘るマーケティングを実践し、地域の皆さまやお客様のニーズに合った商品・サービスの提供、諸施策の推進に努めてまいりました。その結果、着実にお客様が増加し、次のような成果を収めることができました。

預金残高

～年間増加率8.3%～

地域貢献定期預金（お買い物券付定期預金等）や新商品「ご近所応援定期エール」、年金関連サービスの推進等により、預金残高は前年同期末比523億円8.3%増加の6,788億円となりました。



貸出金残高

～年間増加率8.1%～

定期的な顧客訪問によって金融仲介機能の発揮に努め、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客様への積極的な金融支援等により、貸出金残高は前年同期末比422億円8.1%増加の5,586億円となりました。



経常収益

～貸出金利息 2年連続増加～

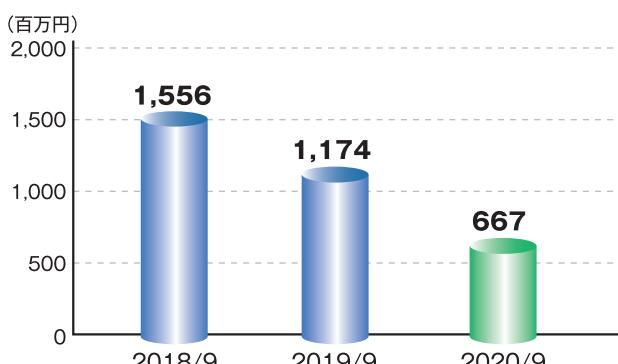
貸出金利息が2年連続で増加するなど、本業が堅調に推移したものの、有価証券利息配当金の減少等により、経常収益は前年同期比2億83百万円4.1%減収の64億86百万円となりました。



中間純利益

～有価証券関係損益の減少等により減益～

本業が堅調に推移したものの、金融市場の混乱に伴う有価証券の減損処理の発生等により、中間純利益は前年同期比5億7百万円43.1%減益の6億67百万円となりました。



2 業績ハイライト（単体）

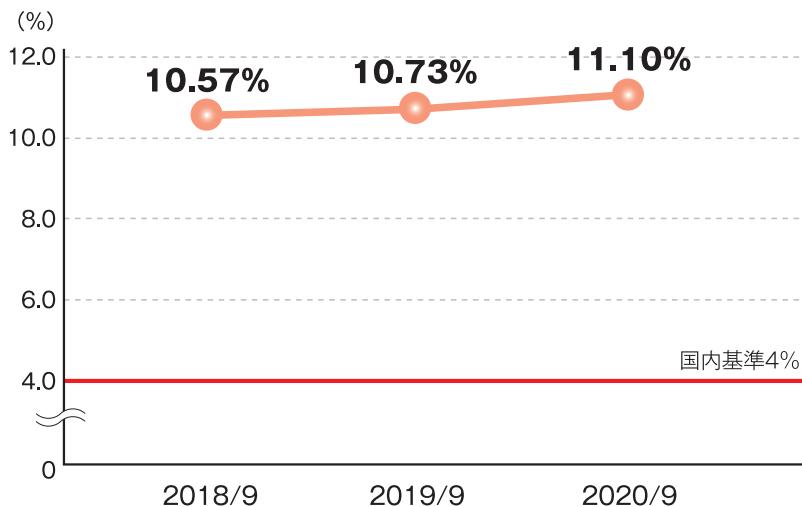
自己資本比率

11.10%

高水準の自己資本比率を堅持

自己資本比率は、銀行経営の健全性を示す重要な指標の一つとされており、国内基準で4%が求められています。

自己資本比率は11.10%と国内基準の4%を大きく上回り、高水準の自己資本比率を堅持しています。



金融再生法開示債権比率

1.11%

1%台前半 高い健全性を維持

| | | 単位：百万円 | |
|-------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| | | 2019年9月期 開示債権額 | 2020年9月期 開示債権額 |
| ① | 破産更生債権及び これらに準ずる債権 | 2,098 | 1,765 |
| ② | 危険債権 | 3,733 | 4,029 |
| ③ | 要管理債権 | 403 | 449 |
| | 小計 | 6,234 | 6,245 |
| | 金融再生法開示債権比率 | 1.20% | 1.11% |
| ④ | 正常債権 | 510,814 | 553,052 |
| | 合計 | 517,048 | 559,298 |
| 貸倒引当金及び 担保・保証等による保全額 | | 5,725 | 5,480 |
| 保全率 | | 91.82% | 87.75% |

用語解説

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

③要管理債権

●3ヶ月以上延滞債権
元金または利息の支払が3ヶ月以上延滞している貸出債権。

●貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することを目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを実行した貸出債権。

④正常債権

債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①～③以外に区分される債権。

保全の状況

保全率 87.75%と、保全状況は十分な水準にあります。

不良債権のうち「貸倒引当金」や「担保・保証等」で87.75%カバーされております。

これらの不良債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、全てが損失となるわけではなく保全状況についても十分な水準にあります。

また貸倒引当金、担保・保証等でカバーされてない部分につきましても自己資本で十分にカバーできます。